

資料1

「デジタル活用支援アドバイザリーボード」開催要綱

1. 目的

社会全体のデジタル化が進められる中、高齢者などのデジタル活用への不安の解消に向けて、オンラインによる行政手続・サービスの利用方法等に関する助言や相談を行うデジタル活用支援の取組を広く波及させていくことが求められている。

このため、総務省では、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)において示された「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現に向け、デジタル活用支援の推進を図る事業(以下「デジタル活用支援推進事業」という。)の計画的かつ効果的な実施が図られるよう有識者から助言を得ることを目的として、本アドバイザリーボードを開催する。

2. 名称

本アドバイザリーボードは、「デジタル活用支援アドバイザリーボード」と称する。

3. 検討事項

- (1) デジタル活用支援の目標(KPI等)及び事業展開計画(方針)の策定
- (2) デジタル活用支援推進事業の評価
- (3) デジタル活用支援推進事業の改善策
- (4) その他デジタル活用支援を効果的に実施するために必要な事項

4. 構成及び運営

- (1) 本アドバイザリーボードの構成員等は、別紙のとおりとする。
- (2) 本アドバイザリーボードには、座長を置く。
- (3) 座長は、本アドバイザリーボードを招集し、運営する。
- (4) 座長は、必要があるときは、必要と認める者を本アドバイザリーボードの構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (5) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (6) その他、本アドバイザリーボードの運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5. 議事の公開

- (1) 本アドバイザリーボードは、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本アドバイザリーボードで使用した資料については、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。

(3) 本アドバイザリーボードについては、原則として議事概要を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6. 庶務

本アドバイザリーボードの庶務は、情報流通行政局情報流通振興課及び情報活用支援室において行う。

(別紙)

「デジタル活用支援アドバイザリーボード」構成員等一覧

(敬称略、構成員は五十音順)

【構成員】

(座長)	安念 潤司	中央大学大学院法務研究科教授
	北 俊一	株式会社野村総合研究所パートナー
	瀧 俊雄	株式会社マネーフォワード執行役員 CoPA・Fintech 研究所長
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	若宮 正子	特定非営利法人ブロードバンドスクール協会理事

【オブザーバー】

(関係事業者・関係団体)

福島県会津若松市(株式会社エヌ・エス・シー)、鹿児島県肝付町、宮崎県都城市、
株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、
一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会

(関係省庁)

内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局住民制度課、
総務省自治行政局地域力創造グループ地域政策課マイナポイント施策推進室、
総務省自治行政局地域力創造グループ地域自立応援課地域振興室、
国税庁情報技術室、
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課、
厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室